

付録一 5

シェッド・大型カルバート等定期点検要領 (技術的助言の解説・運用標準)

令和6年3月

国土交通省 道路局

本要領の位置付け

技術的助言は、地方自治法第245条の4第1項又は道路整備特別措置法第48条第1項に基づき、国が定める法令の目的を達成するために必要な最小限度のものとして、地方公共団体等に対して、事務の運営その他の事項について国が適切と認めるものを示すものです。

本要領は、道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づいて行う定期点検の実施に関して、このような技術的助言の趣旨に則って、定期点検の目的を達成する上で道路管理者が最低限実施することが望ましいと考えられる事項を示すとともに、それらの実施にあたって参考とできる事項を解説として付記したものです。

1. 適用範囲

本要領は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路におけるシェッド、大型カルバート等（以下、「施設」という）の定期点検に適用する。

【解説】

シェッド、大型カルバート等とは、ロックシェッド、スノーシェッド、スノーシェルターなど、落石や崩土、雪崩や暴風雪から道路空間を保護するために基本的に路面より上の道路空間を覆う施設、並びに大型カルバートを指す。

このうち、大型カルバートは、一般に内空に 2 車線以上の道路を有する程度の規模のカルバートが該当し、内空が道路だけでなく水路等として利用される場合も含む。

2. 定期点検の頻度

点検間隔は 5 年に 1 回の頻度を基本とする。なお、必要に応じて 5 年より短い間隔で行うこととも検討すること。

【解説】

定期点検では、次回の定期点検までの期間に想定される施設の状態及び施設を取り巻く状況の変化なども勘案して、状態の把握やそれらを考慮した場合に施設が今後どのような状態になる可能性があるのかといった点検時点での技術的な評価などを行い、最終的に当該施設に対する措置等の取り扱いの方針を踏まえて、告示に定義が示される「健全性の診断の区分」を決定することとなる。

施設の設置状況や状態によっては、5 年より短い時間でその状態が大きく変化して危険な状態になる場合も想定される。一方、施設の点検を正確に 5 年の間隔をおいて実施することは難しいことも考えられる。そのため、各施設に対して点検間隔は 5 年を大きく越えることなく実施する必要がある。そのとき、対象の条件によっては、必要に応じて 5 年より短い間隔で行うこととも検討する必要がある。

なお、法令に規定されるとおり、施設の機能を良好に保つため、法令や技術的助言に基づく定期点検に加え、日常的な施設の状態の把握や、事故や災害等による施設の変状の把握等については、5 年毎に行う定期点検の内容によらず、適宜適切に実施する必要がある。

3. 定期点検の体制

定期点検は、健全性の診断の区分を適切に行うために必要な知識と技能を有する者による体制で行うこと。

【解説】

シェッド、大型カルバート等の施設は、様々な地盤条件、交通及びその他周辺条件におかれること、また、様々な材料や構造が用いられ、これらによって、変状が施設の構造物としての安全性に与える影響や利用者被害を生じさせる恐れ、変状の原因や進行も異なってくる。さらに各施設に対する措置の必要性や講ずるべき措置内容は、道路ネットワークにおける当該施設の位置づけや当該施設の特性に関わる事項などによっても異なってくる。

そのため、定期点検では、最終的に当該施設に対する措置等の取り扱いの方針を踏まえて、告示に定義が示される「健全性の診断の区分」を決定することとなるが、その決定にあたっては、次回の定期点検までの期間に想定される施設の状態及び施設を取り巻く状況なども勘案するとともに、施設が今後どのような状態となる可能性があるのかといった点検時点での技術的な評価なども行って、これらを総合的に評価した上で判断を行うことが必要となる。

このようなことから、状態の把握やその他様々な情報を考慮した技術的な評価や今後の予測、健全性の診断の区分の決定及び将来の為に残すべき記録の作成などの法定点検の品質を左右する行為については、それらが適切に行えるために必要と考えられる知識と技能を有する者によらなければならない。

たとえば、以下のいずれかの要件に該当する者であるかどうかは、必要な知識と技能を有するかどうかの評価の観点として重要である。

<シェッド・シェルター>

- ・シェッド・シェルターに関する相応の資格または相当の実務経験を有する
- ・シェッド・シェルターの設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有する
- ・定期点検に関する相当の技術と実務経験を有する

<大型カルバート>

- ・大型カルバートに関する相応の資格または相当の実務経験を有する
- ・大型カルバートの設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有する
- ・定期点検に関する相当の技術と実務経験を有する

なお、法定点検の一環として行われる、状態の把握や将来の予測などの評価の技術的水準については、必要な知識と技能を有する者が近接目視を基本として得られる情報を元に、概略評価できる程度が最低限度と解釈され、構造解析を行ったり、精緻な測量、あるいは高度な検査技術による状態等の厳密な把握を行ったりすることまでは必ずしも求められているわけではない。

以上のように、法定点検の一環として行われる状態の把握の程度など、最終的に健

全性の診断の区分を決定するにあたって必要な情報をどのような手段でどこまでの技術水準で行うのかについては、道路管理者の判断による必要がある。

4. 状態の把握

定期点検では、健全性の診断の区分の決定を適切に行うために必要と考えられる施設の点検時点での状態に関する情報を適切な方法で入手すること。このとき、定期点検時点における施設の構造物としての安全性、予防保全の必要性、道路利用者や第三者被害発生可能性などの評価に必要と考えられる情報を、近接目視、または近接目視による場合と同等の評価が行える他の方法により収集すること。

【解説】

定期点検では、施設の現在の状態について、必要な知識と技能を有する者が近接目視を基本として把握を行った上で、その他の様々な情報や条件を考慮し、最終的に告示に定義される「健全性の診断の区分」のいずれに該当するのかを決定する形で行うことが求められている。

このとき、「健全性の診断の区分」の決定において、最も基礎的な根拠情報の一つである状態に関する情報は、必要な知識と技能を有する者が自ら近接目視を行うことによって把握されることが基本とされているが、他の手段による状態に関する情報の把握によっても、最終的に「健全性の診断の区分」の決定が同等の信頼性で行えることが明らかな場合には、必ずしも全ての部材に知識と技能を有する者が近接目視による状態の把握を行わなくてもよい場合もあると考えられ、法令はこれを妨げるものではない。

なお、告示に定義される「健全性の診断の区分」のいずれに該当するのかを決定するためには、近接目視等で得られる施設の状態の情報を根拠の一部として活用しつつも、構造条件や立地環境、今後想定される状況や状態の変化などの技術的な評価のみならず、対象の今後の供用計画なども加味されることが必要となるはずである。

そのため、適切な「健全性の診断の区分」の決定にあたって、目視で得られる情報だけでは明らかに不足する場合には、必要な情報を適切な手段で把握しなければならない場合もあると考えられ、その方法や内容は道路管理者の判断によることとなる。

なお、法令の近接目視は、状態の把握やその技術的な評価を行う対象の外観性状が十分に目視で把握でき、必要に応じて触診や打音調査が行える程度の距離に近づくことを想定している。

シェッド、大型カルバート等の定期点検では、次回の定期点検で再度状態の把握が行われるまでの間に、施設の通常又は道路管理者が想定する交通条件での利用が適切に行いうかどうかの観点からの評価、構造物としての安全性の観点からの評価、道路利用者や第三者被害発生の可能性の観点からの評価、経年の影響に伴う状態の変化の可能性を考慮した予防保全の必要性や長寿命化の観点からの評価などを、点検時点

で把握できた情報による定期点検時点での技術的見解として行う。さらに、これらの技術的見解も考慮して次回定期点検までに行われることが望ましいと考えられる措置を検討する。そして、それらを主たる根拠として、対象に対する措置に対する考え方のその時点での道路管理者としての最終決定結果が、告示に定める「健全性の診断の区分」のいずれに該当するのかを道路管理者が判断して決定することになる。

すなわち、定期点検では、これらの検討や評価を適切に行うために必要と考えられる変状や想定される変状の要因等の状態に関する情報の把握が求められているものであり、最低限の知識と技能を有する者が近接目視で把握できる程度の情報がその目安とされているものと解釈できる。

因みに、健全性の診断のために必要とされる近接の程度や打音や触診などのその他の方法を併用する必要性については、施設の特性、周辺部材の状態、想定される変状の要因や現象、環境条件、周辺条件などによっても異なる。したがって、一概にこれを定めることはできず、施設毎に、法定点検を行うに足ると認められる程度の知識と技能を有する者が検討し、道路管理者が判断することとなる。

5. 健全性の診断の区分の決定

(1) 法定点検を行った場合、「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」の定義に従って、表-5.1に掲げる「健全性の診断の区分」のいずれに該当させるのかを決定しなければならない。

表-5.1 健全性の診断の区分

区分		定義
I	健全	施設の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	施設の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	施設の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	施設の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

(2) 健全性の診断の区分の決定にあたっては、施設を取り巻く状況を勘案して、施設が次回定期点検までに遭遇する状況を想定し、どのような状態となる可能性があるのかを推定するとともに、その場合に想定される道路機能への支障や第三者被害の恐れなども踏まえて、効率的な維持や修繕の観点から、次回定期点検までに行うことが望ましいと考えられる措置の内容を検討すること。

(3) 健全性の診断の区分の決定には、定期的あるいは常時の監視、維持や補修・

補強などの修繕、撤去、通行規制・通行止めなどの措置の内容を反映すること。
(4) 定期点検では、施設単位毎に健全性の診断の区分を決定するものとする。このとき、施設の構造等の特徴を踏まえて、想定する状況に対してどのような状態となる可能性があると推定されるかを検討した結果も考慮することが望ましい。

【解説】

(1) 健全性の診断の結果の区分のⅠ～Ⅳに分類する場合の措置の基本的な考え方は以下のとおりである。

Ⅰ：次回定期点検までの間、予定される維持行為は必要であるが、特段の監視や対策を行う必要のない状態をいう

Ⅱ：次回定期点検までに、長寿命化を行うにあたって時宜を得た修繕等の対策を行うことが望ましい状態をいう

Ⅲ：次回定期点検までに、シェッド、大型カルバート等の構造物としての安全性の確保や第三者被害の防止のための措置等を行う必要がある状態をいう

Ⅳ：緊急に対策を行う必要がある状態をいう

なお、「シェッド、大型カルバート等毎の健全性の診断」の単位は以下を基本とする。

①シェッド、大型カルバート等の構造形式毎に1施設単位とする。

②シェッド、大型カルバート等の供用年度毎に1施設単位とする。

③シェッド、大型カルバート等の施設が1箇所において上下線等に構造上分離している場合は、分離している施設毎に1施設として取り扱う。

④行政境界に設置されている場合で、当該シェッド、大型カルバート等の施設の管理者が行政境界で各々異なる場合も管理者毎ではなく、1つのシェッド、大型カルバート等として1施設と取り扱う。

また、道路利用者や第三者被害予防の観点から、点検時点で何らかの応急措置を行った場合には、その措置後の状態に対して、次回の点検までに想定する状況に対して、どのような状態となる可能性があるのかといった技術的な評価を行った結果を用いて区分すればよい。

例えば、道路利用者の安全確保の観点からは、うき・剥離や腐食片・塗膜片等に対して定期点検の際に応急的に措置を実施することが望ましいこともある。

(2) 政令では、点検は、道路の構造、交通状況又は維持若しくは修繕の状況、道路の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況を考慮すること、道路の効率的な維持及び修繕の必要性を考慮することが求められている。また、省令では構造物の健全性の診断にあたっては、道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼす恐れを考慮することが求められている。

すなわち、法定点検では、当該施設に次回点検までの間、道路構造物としてどのような役割を期待するのかという道路管理者の管理水準に対する考え方の裏返しとして、どのような措置を行うことが望ましいと考えられる状態とみなしているの

かについて、それが告示に定義される「健全性の診断の区分」のいずれに該当するのかを決定することが求められている。

このとき、どのような措置を行うことが望ましいと考えられるのかについては、対象の施設のどこにどのような変状が生じているのかという状態の把握結果も用いて、次回定期点検までに施設が遭遇する状況に対して、どのような状態となる可能性があると言えるのかの推定結果、さらには、そのような事態に対してその施設にどのような機能を期待するのかといった道路機能への支障や第三者被害の恐れ、あるいは効率的な維持や修繕の観点からはいつどのような措置をするべきなのかといった検討の結果から総合的に判断される必要がある。

なお、カルバートの場合は、内空の利用目的に照らした機能を確保する役割及びカルバートの上部道路の安全のそれぞれに対して、カルバートがどのような状態となる可能性があるのかについて推定した結果を考慮することとなる。

(3) 措置には、定期的あるいは常時の監視、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための維持、修繕のほか、撤去、緊急に措置を講じることができない場合などの対応として、通行規制・通行止めがある。

また、定期点検は近接目視を基本とした限定された情報で健全性の診断を行っていることに留意し、合理的かつ適切な対応となるように、措置の必要性や方針を精査したり、調査の必要性を検討したりするものである。そして、合理的な対応となるように、定期点検で得られた情報から推定した施設に対する技術的な評価に加えて、当該施設の道路ネットワークにおける位置づけや中長期的な維持管理の戦略なども総合的に勘案して道路管理者の意思決定としての措置方針を検討する。そして、その結果を告示の「健全性の診断の区分」の各区分の定義に照らして、いずれに該当するのかを決めることになる。

定期点検の結果、一旦「健全性の診断の区分」を確定させても、その後に、詳細調査などで情報が追加や更新されたり、地震等によって状態が変化したりした結果、その施設に対する次回点検までの措置の考え方方が変更された場合には、その時点で、速やかに「健全性の診断の区分」も見直しを行い、必要に応じて記録も更新することが望ましい。

監視は、対策を実施するまでの期間、その適切性を確認した上で、変状の挙動を追跡的に把握し、以て施設の管理に反映するために行われるものであり、これも措置の一つであると位置づけられる。また、施設の機能や耐久性を維持するなどの対策と組み合わせるのがよく、道路管理者は適切な施設の管理となるように検討する必要がある。

なお、実際に措置を行うにあたっては、具体的な内容や方法を道路管理者が総合的に検討することとなる。

(4) 定期点検では、施設単位毎に、告示に定める「健全性の診断の区分」を決定することとされている。

一方で、シェッド・大型カルバート等の施設はその構造の特徴から、例えばシェッドであれば落石や雪崩等による荷重を直接受ける役割を持つ部分とこの部分を支える役割を持つ部分といった異なる役割をもつ部分があることや、カルバートで

あればカルバート縦断方向に土かぶりが違うことで構造諸元が異なるなど、1つの施設であっても構造物としての特性は必ずしも一様ではない。よって、適当な構造の単位毎に、それらが次回点検までに想定する状況においてどのような状態となる可能性があるのかを評価した上で、それらを総合的に評価した結果として、施設全体として健全性の診断の区分の決定を行うことが合理的になることが多いと考えられる。なお、このときの構造の単位としては、シェッドであれば上部構造、下部構造、支承部、またカルバートであればカルバート本体、継手、ウイングとできることが一般的である。

なお、法定点検では、その一環で通常行われる程度の状態の把握、それらを基礎情報として行った技術的な評価が健全性の診断の主たる根拠となり、そこでは、構造解析を行ったり、精緻な測量、あるいは高度な検査技術による状態等の厳密な把握を行ったりすることまでは必ずしも求められていない。

そのため、次回点検までに、どのような状況に対して、どのような状態となる可能性があるのかといった技術的な評価についても、法定点検を行うに足ると認められる程度の知識と技能を有する者が、近接目視を基本として得られる情報程度からその技術者の主観的評価として言える程度の技術的水準及び信頼性のものでよいが、それらは道路管理者の判断による。

以上のことから、想定する状況は、施設の状態や構造条件等を踏まえて適宜を設定するのがよい。たとえば、地震の影響に対してであれば、一般に道路管理者が緊急点検を行う程度の規模で、日常的に起こるほどではないが通常の供用では稀な規模の地震動程度を基本とするのがよい。そのほかの状況についても施設のおかれた環境なども考慮して道路管理者が適切に想定すればよい。

このほか、「健全性の診断の区分」の決定にあたっては、次回定期点検までの状態の変化やその間の技術的な評価だけでなく、予防保全の実施を検討すべきかどうかといった中長期的な視点からの維持管理計画において何らかの措置を行うことが合理的と考えられる場合もある。そのため、道路管理者の措置に対する考え方によって該当区分を決める「健全性の診断」にあたっては、例えば、予防保全の有効性の観点で特に注意が必要な、塩害、アルカリ骨材反応、防食機能の低下、洗掘などに該当するかどうかやこれらに関連する過去の補修補強等の経緯については注意するとともに、「健全性の診断の区分」の決定にも大きく関わることが多いこれらの事象への該当の有無やそれらと健全性の診断の区分の決定との関係については記録を残しておくのがよい。

6. 記録

(1) 定期点検の結果は、供用中の被災時の対応を含む適切な維持管理を行う上で必要と考えられる以下の情報を基本として、活用可能な形で記録しておくこと。

- ・施設名
- ・路線名
- ・所在地
- ・設置位置（緯度経度）
- ・施設ID
- ・管理者名
- ・代替路の有無
- ・道路の種類（自動車専用道か一般道かの別）
- ・緊急輸送道路
- ・占有物件
- ・施設諸元（建設年度、延長、幅員、構造形式）
- ・告示に基づく健全性の診断の区分
- ・定期点検実施年月日（状態把握を行った末日）
- ・定期点検者（定期点検を行う知識と技能を有する者）

(2) 想定する状況に対する施設の構造物としての安全性、予防保全の必要性、道路利用者や第三者被害発生の可能性などを含む、5. で検討した措置に関する内容について技術的観点からの見解を記録しておくことが望ましい。

【解説】

定期点検の結果は、維持・修繕等の計画を立案する上で参考とする基礎的な情報であり、適切な方法で記録し、蓄積しておく必要がある。

定期点検に関する記録の様式、内容や項目について法令上の定めはなく、道路管理者が適切な維持管理のために必要と考える情報を適切な方法で記録すればよい。

法令の趣旨からは、維持・修繕等の計画を適切に立案するうえで不可欠と考えられる情報として、施設の通常又は道路管理者が想定する交通条件での利用及び構造物としての安全性、予防保全の必要性、道路利用者や第三者被害発生の可能性などの観点から次回定期点検までの施設の状態に関する措置の必要性を踏まえた所見を含めるのがよい。（様式1 様式2 参照）

このとき、「5. 健全性の診断の区分の決定（4）」で望ましいとされているとおり、施設の状態等に対する技術的な評価が、どのような理由で施設全体として決定される健全性の診断の区分の決定に影響したのかなどの主たる根拠との関係がわかるように、施設を構成する役割がそれぞれ異なる適当な構造の単位毎にも、どのような評価であったのかを記録しておくことが望ましい。

そして、上記のような「健全性の診断の区分」の決定のために行った様々な評価

の結果から、どのように最終的な「健全性の診断の区分」の決定につながったのかの関係性についての見解は、適切な措置の実施のためにも重要であり、所見として記録に残されることが重要と考えられる。

これら以外にも、適切な維持管理のために本要領で示す以外に、必要に応じて記録の充実を図ることが妨げられているわけではなく、利活用目的を具体的に想定するなどし、記録項目の選定や方法を検討するのがよい。

なお、維持管理に係わる法令（道路法施行規則第4条の5の6）に規定されているとおり、措置を講じたときはその内容を記録しなければならないこととなる。措置の結果も、維持・修繕等の計画を立案する上で参考となる基礎的な情報であり、措置の内容や結果も適切な方法で記録し、蓄積しておく必要がある。措置に関する記録の様式や内容、項目に定めはなく、道路管理者が適切に定めればよい。

記録すべき内容については、5. の解説も参考にするのがよい。

付録

様式集

定期点検記録様式 (1)ロックシェッド・スノージェット
施設名・所在地・管理者名等

施設名		路線名	所在地	起点側	施設ID
				緯度	経度
管理者名		定期点検実施年月日	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路 占有物件(名称)
部材単位の診断					
部材名	判定区分 (I ~IV)	変状の種類 (II以上の場合に記載)	備考(写真番号、位置等が分かるよう に記載)	定期点検者 特記事項 (第三者被害の可能性に対する応急措置の実施の有無等)	
上部構造	頂版				
	主梁				
	横梁				
	壁・柱				
下部構造	受台				
	底版・基礎				
	支承部				
	その他				
施設毎の健全性の診断(対策区分 I ~IV) (判定区分) (適直、所見を記入)					
全景写真(起点側、終点側を記載すること) 建設年度 延長 幅員 構造形式					
(所見等)					

※建設年度が不明の場合は「不明」と記入する。

様式2(1)

- 状況写真(変状状況)
- 判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を記載のこと。
 - 写真是、不具合の程度が分かるように添付すること。

上部構造()【判定区分: 】	下部構造()【判定区分: 】
支承部【判定区分: 】	その他【判定区分: 】

定期点検記録様式（2）大型カルバート

様式1(2)

施設名・所在地・管理者名等	路線名	所在地	起点側	施設ID 緯度 経度
施設名				
管理者名	定期点検実施年月日	代替路の有無	緊急輸送道路	占有物件(名称)
定期点検者				
部位単位の診断	判定区分 (I ~ IV)	変状の種類 (II以上の場合に記載)	備考(写真番号、位置等が分かるよう に記載)	特記事項 (第三者被害の可能性に対する心急増置の実施の有無等)
部材名				
カルバート本体				
継手				
ウイング				
その他				
施設毎の健全性の診断(対策区分 I ~ IV) (判定区分)(適宜、所見を記入)				
全景写真(起点側、終点側を記載すること) (建設年度) 延長 幅員 構造形式				
(所見等)				

※建設年度が不明の場合は「不明」と記入する。

別紙2

状況写真(変状状況)

- 判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を記載のこと。
- 写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

様式2(2)

カルバート本体()【判定区分: 】	继手()【判定区分: 】
ウイニング()【判定区分: 】	その他【判定区分: 】

様式1の記録の手引き

本様式は、諸元等に加えて、施設の健全性の診断の区分、想定する状況に対してどのような状態となる可能性があるのかについての技術的な評価結果について記録するためのものである。以下のように記録することを想定している。

1. 変状の種類

施設の状態や変状の原因の推定するにあたっては、たとえば、表1に示すような変状を少なくとも考慮する。

表1 変状の種類の例

部材	変状の種類	
鋼部材	腐食、亀裂、破断、防食機能の劣化、ゆるみ・脱落、その他	
コンクリート部材	ひび割れ、うき、剥離・鉄筋露出、漏水・遊離石灰、その他	
その他	支承部	支承の機能障害、その他
	継手	継手の機能障害、目地部の変状、吸い出し、その他
	基礎	洗掘、不同沈下、その他
その他	頂版上・のり面の変状、路上施設の変状、その他	

2. 特記事項（第三者被害の可能性に対する応急措置の実施の有無等）

施設の状態の把握を行うときに、応急措置として、第三者被害の可能性のあるうき・剥離部や腐食片などを除去することが標準的であることから、その実施の有無を記載する。また、応急措置の実施の有無も考慮した上で、次回定期点検までの第三者被害の発生の可能性についての施設の状態に関する所見として、措置が必要であるかどうかをあわせて記録する。この時、劣化の進展を防ぐための対策を実施するなど、所見の前提や仮定として考慮した事項がある場合はあわせて記録する。

3. 所見等

(1) 所見

所見には、「健全性の診断の区分」の決定に大きく関わる技術的見解について、措置に対する考え方との関連性がわかるように記載する。

一般には、以下の内容を含むとともに、これらの措置の必要性に関する技術的な評価から、次回定期点検までの措置に関する総合的な所見を記載することとなる。

なお、規制や監視の実施を前提として健全性の診断の区分を行ったなど、考慮した前提条件や仮定がある場合には、それらについても記録する。

以降に示す、(2) 健全性の診断の前提、(3) 特定事象を踏まえたうえで、どの

ように「健全性の診断の区分」の決定に反映される措置の考え方が妥当なものとして導き出されるのかについて技術的見解などの根拠が記載されていることが特に重要である。

- 1) 変状・異常の内容とそれが確認された部材・部位（客観的事実）
 - ・技術的な評価の根拠となる点検で把握した状態（変状の種類・位置・性状）
- 2) 変状等の原因（推定）
 - ・変状の原因、進行の可能性の推定。その根拠として点検で把握した状態や参考にした情報
- 3) 施設の現状と次回定期点検まで及び将来における構造物の状態（推定）
 - ・施設の構造物としての安全性の推定
 - ・該当する特定事象の状態も勘案した、予防保全の必要性や長寿命化の実現などの観点から経年的劣化に対する評価
 - ・道路利用者や第三者被害発生の可能性
- 4) 措置の必要性の判断に関わる事項
 - ・施設の状態に関する技術的な観点での所見及び施設を置かれる状況も勘案して、健全性の診断の区分の決定に考慮された措置の必要性に関する技術的観点からの見解
 - ・措置の緊急性の有無
 - ・状態の把握により得た情報の精度に基づく構造物としての安全性や耐久性などの見込み違いの可能性など、詳細調査や追跡調査の必要性の有無
- 5) その他、次回定期点検へ引き継ぐべき事項等
 - ・措置や次回定期点検に向けて必要に応じて記録しておくのがよい事項等

(2) 健全性の診断の前提

状態の把握は、近接目視による外観性状の把握、打音、触診が基本である一方、近接目視により状態が把握できない部位・部材もある。状態の把握の精度が施設の技術的な評価に影響を及ぼすことから、健全性の診断にあたって、近接目視により状態が把握できない部位・部材がある場合は、健全性の診断の前提条件として記録する。

また、点検支援技術や非破壊検査技術等を活用する場合は、その部位・部材について記録するとともに、今後の検証が可能となるように使用機器等の情報を記録する。

(3) 特定事象

定期点検では、基本的に次回の定期点検までの間に遭遇する状況に対してどのような状態となる可能性があるのかを主たる根拠として健全性の診断の区分が行われることとなる。

シェッド・大型カルバート等では、一般に5年程度の期間における環境作用などの経年的影響のみでは施設の状態が大きく変化することは少なく、点検時点の状態を主たる根拠として健全性の診断の区分を行えばよいことが一般的である。

しかし、例えば、塩分の影響によって鋼材の腐食に至ったりそれが急速に進行する可能性が特に懸念されるような場合、その状態からアルカリ骨材反応による劣化

が進行しつつあると判断される場合には、次回の定期点検までにこれらの影響による急速な状態の変化が生じる可能性も疑う必要があることとなる。

その一方で、このような事象は、着実に劣化が進行することが多く、適切な時期に適切な措置を行うことで予防保全効果が期待できることもあると考えられる。

また、洗掘は、洪水時など定期点検時点の確認だけでは把握が困難な状態の変化が生じる可能性がある現象であり、そのような危険性がある場合には、洪水後には必要に応じて状態の確認を行ったり、洗掘の状態によらず予防的な措置が検討したりすることが行われることもある現象である。

これらを踏まえて、所見では、これまでの知見から、これらの条件に該当しているかどうかを把握していることが効果的な維持管理を行う上で重要と考えられる「特定事象」について、合理的な維持管理に資する目的で記録しておく。

なお、定期点検では近接目視が基本とされており、これらの特定事象に対して定期点検の一環としてどこまでの状態の把握や情報の取得を行うのかについては、道路管理者の判断による必要があるが、得られた情報を反映した最新の評価が記録されていることが重要である。

特定事象の例を以下に示す。

1) 塩害

コンクリート部材を対象とする。内在する塩分に加え、外部からの塩分の浸透によりコンクリート部材内部の塩化物イオンが一定量以上となり、内部鋼材の腐食が生じる状態。原因として飛来塩分による場合に限定せず、そのような状態が確認された場合が該当する。

2) アルカリ骨材反応 (A S R)

コンクリート部材を対象とする。コンクリート中のアルカリ成分と反応性を有する骨材（シリカ）が反応して起こる現象で、ひびわれ等が発生する状態。

3) 防食機能の低下

鋼部材を対象とする。防食機能として、塗装、めっき、金属溶射、耐候性鋼材等がある。

防食機能である塗装、めっき、金属溶射等についてはそれらが劣化している状態、耐候性鋼材については、保護性鏽が形成されていない状態であり、板厚減少等を伴う鏽が発生している状態である「腐食」には至っていない状態。

4) 洗掘

基礎周辺の土砂が流水により洗い流され、消失している状態。

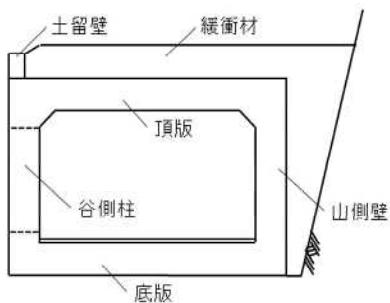
5) その他

道路管理者において、予防保全の観点や中長期的な計画の策定など、維持管理上特別な扱いを行う可能性のある事象。

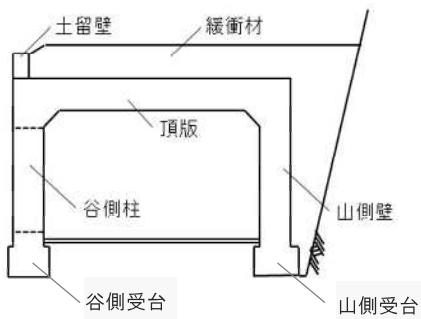
例えば、コンクリート部材であれば、中性化や凍害等が考えられる。

4. 構造形式の例

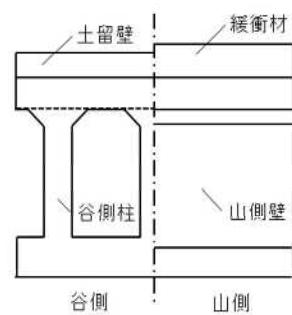
【シェッド】



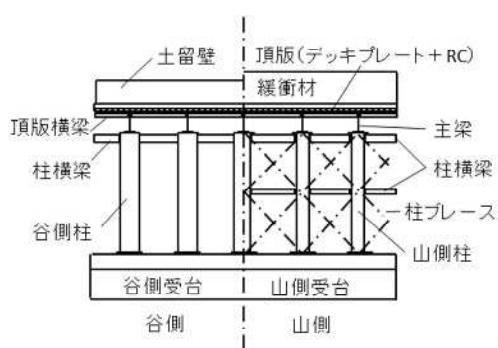
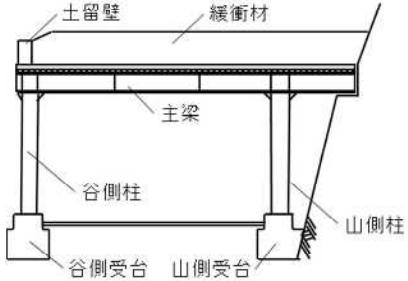
①RC 製・箱形式



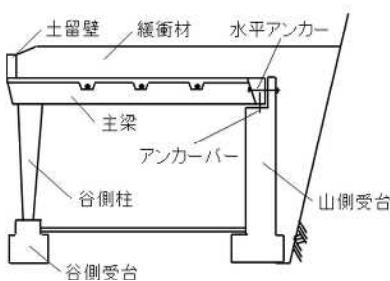
②RC 製・門形式



③PC 製・逆L式



④PC 製・単純梁式



⑤鋼製・門形式

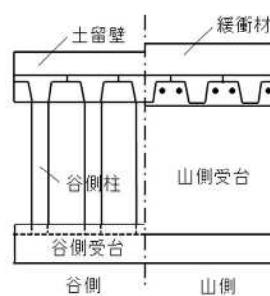
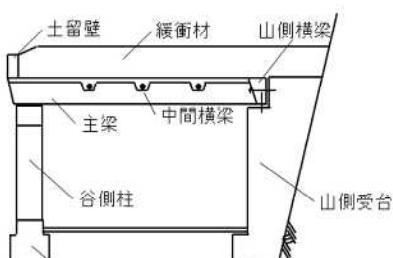
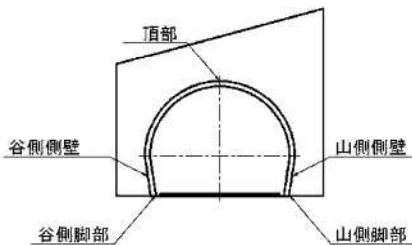
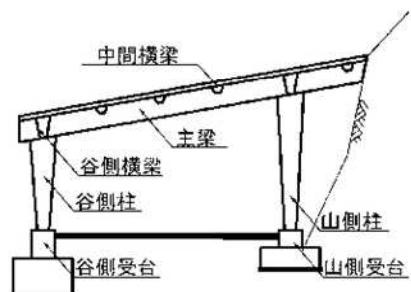


図1-1 対象とするシェッドの形式
(ロックシェッドの例：緩衝材あり)

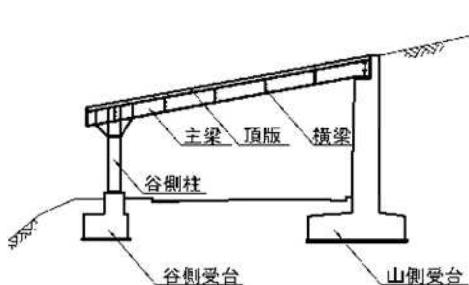
【シェッド】



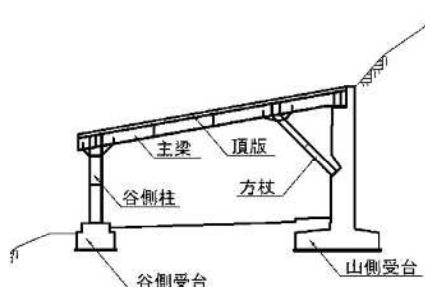
①RC 製・アーチ式シェッド



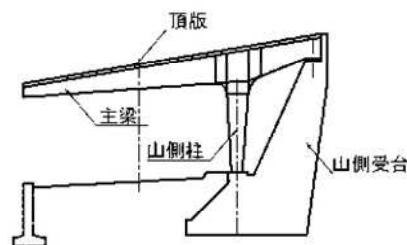
②PC 製・門形式シェッド



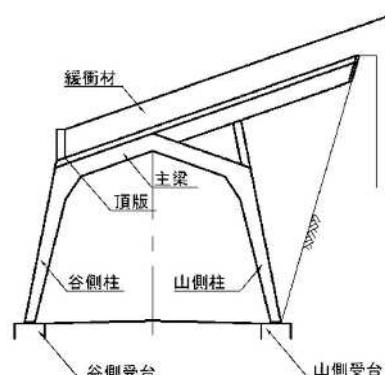
③鋼製・逆L式シェッド



④鋼製・逆L方杖式シェッド

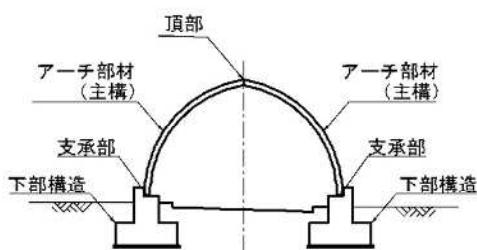


⑤鋼製・片持ち式シェッド

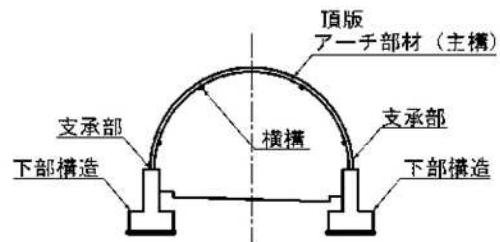


⑥鋼製・変則門形式シェッド

【シェルター】



⑦PC 製アーチ式シェルター



⑧鋼製アーチ式シェルター

図1-2 対象とするその他のシェッド・シェルター形式

【カルバート】

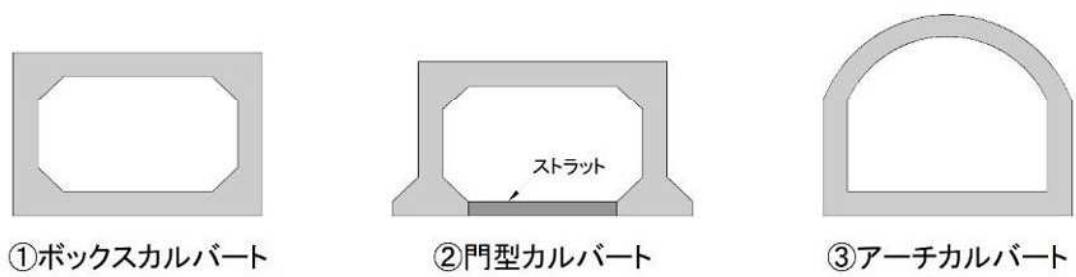


図2－1 対象とする大型カルバートの種類

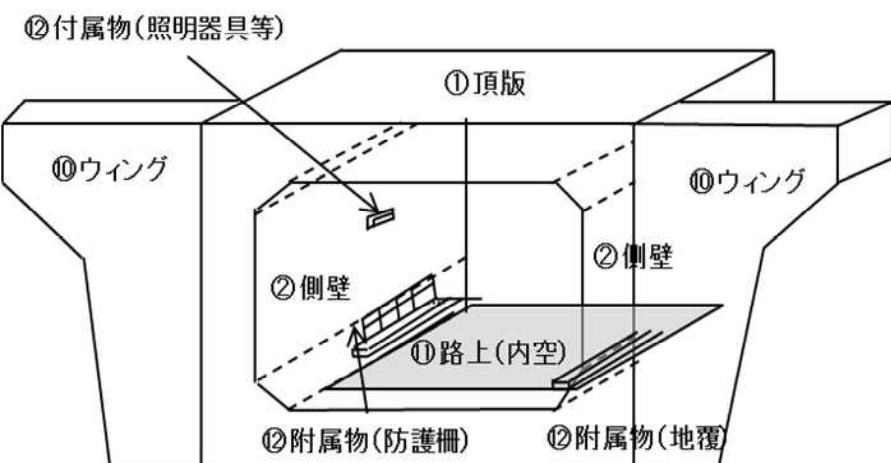
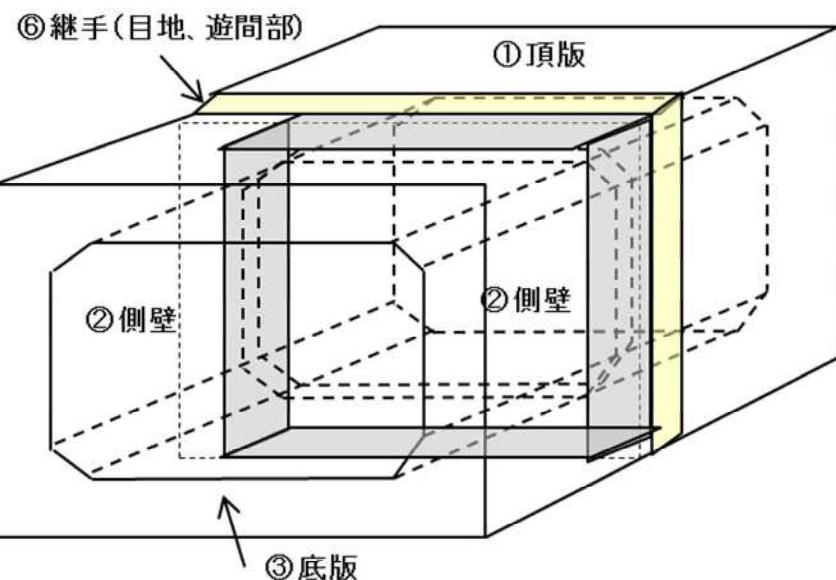


図2－2 ボックスカルバートの構造例

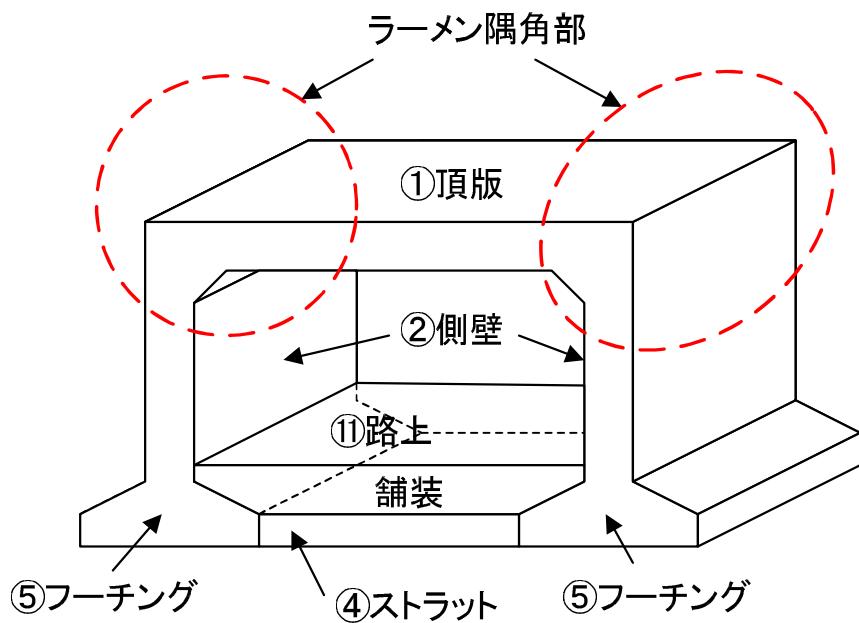


図2-3 門型カルバートの構造例

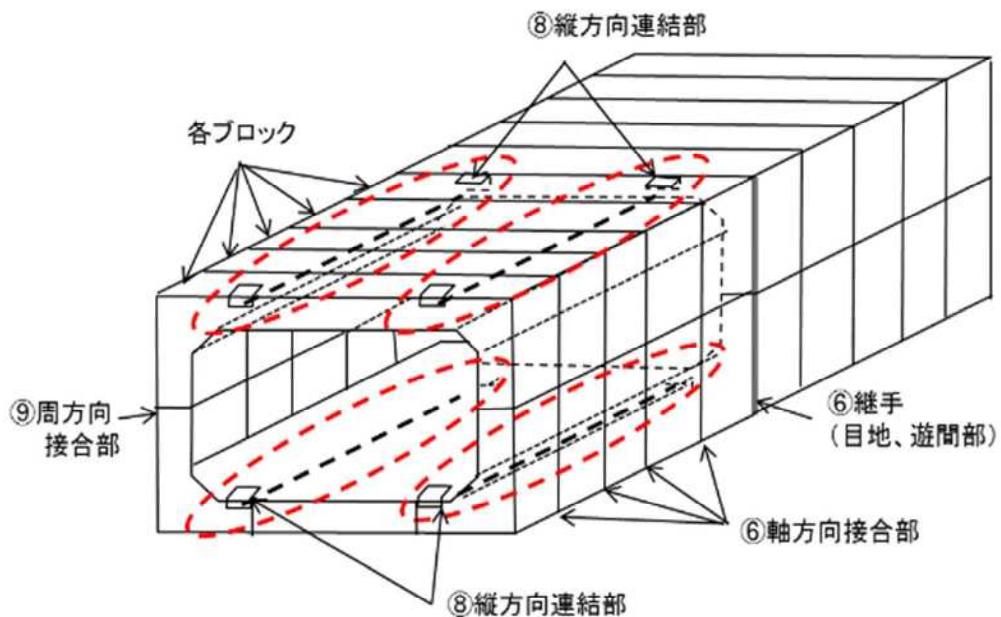


図2-4 プレキャストボックスカルバートの構造例

様式2の記録の手引き

本様式は、様式1の施設の健全性の診断に関する所見の根拠となる点検時点で把握した施設の状態について記録するためのものである。

記録にあたっては、以下のように記録することを想定している。

- ・施設全体の健全性の診断に関する不具合がわかるように、施設に生じた変状等の写真を添付する。
- ・変状写真に対策区分の判定結果を併記することで根拠が明確になるとされる。
- ・変状の発生範囲の規模を記録しておくことで、次回の定期点検その他維持管理の参考になる。
- ・この様式例では、監視や対策などの措置の記録は別途行うことを想定している。なお、法令のとおり、措置を講じたとき道路管理者はその内容を記録し、当該施設が利用されている期間中はこれを保存する必要がある。ただし、記録の内容や項目、様式等については法令上定めがなく、定期点検の記録と同様に各道路管理者が定めるものである。